

令和6年第4回港区議会定例会 追加提出予定案件

港 区

令和6年第4回港区議会定例会追加提出予定案件一覧

追加議案7件

議案第102号	港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第103号	港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例	2
議案第104号	港区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第105号	港区常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	4
議案第106号	港区職員の給与に関する条例及び港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	5
議案第107号	港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	8
議案第108号	令和6年度港区一般会計補正予算（第5号）	10

令和6年第4回港区議会定例会追加提出予定案件（概要）

議案第102号

【総務部総務課】

港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区議会議員の議員報酬の額等を改定するものです。

【条例改正の背景】

港区特別職報酬等審議会は、区議会議員の議員報酬の額等並びに区長、副区長、教育委員会教育長及び常勤の監査委員の給料の額等並びに政務活動費の額について、区長からの意見の求めに応じ、審議するため、区長の付属機関として設置されています。

この審議会から答申を受けたことを踏まえ、区議会議員の議員報酬の額等を改定します。

【条例改正の内容】

①議員報酬月額を次のとおり引き上げます。

- ・議長 91万1,400円 → 91万9,600円
- ・副議長 78万7,800円 → 79万4,900円
- ・委員長 65万6,200円 → 66万2,100円
- ・副委員長 62万8,800円 → 63万4,500円
- ・議員 61万6,700円 → 62万2,300円

②令和6年度の期末手当の支給月数を引き上げます。

- ・12月支給分 2.00月 → 2.20月

③令和7年度以降の期末手当の支給月数を次のとおり改定します。

6月分	12月分	年間
2.10月 (0.10)	2.10月 (0.10)	4.20月 (0.20)

(括弧内は、現行規定からの引上げ月数)

※この引上げに伴い、令和6年度以降の期末手当の年間支給月数は、次のように改定されます(括弧内は、引上げ月数)。

- ・4.00月 → 4.20月(0.20月)

【施行期日】

①及び②については公布の日、③については令和7年4月1日

【適用期日】

- ①については令和6年4月1日(現職に限り適用します。)
- ②については同年12月1日

港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区長等の給料の額等を改定するものです。

【条例改正の背景】

港区特別職報酬等審議会は、区議会議員の議員報酬の額等並びに区長、副区長、教育委員会教育長及び常勤の監査委員の給料の額等並びに政務活動費の額について、区長からの意見の求めに応じ、審議するため、区長の付属機関として設置されています。

この審議会から答申を受けたことを踏まえ、区長等の給料の額等を改定します。

【条例改正の内容】

①給料月額を次のとおり引き上げます。

・区長 126万1,700円 → 127万3,100円

・副区長 101万4,600円 → 102万3,700円

②令和6年度の期末手当の支給月数を引き上げます。

・12月支給分 2.00月 → 2.20月

③令和7年度以降の期末手当の支給月数を次のとおり改定します。

6月分	12月分	年間
2.10月	2.10月	4.20月
(0.10)	(0.10)	(0.20)

(括弧内は、現行規定からの引上げ月数)

※この引上げに伴い、令和6年度以降の期末手当の年間支給月数は、次のように改定されます(括弧内は、引上げ月数)。

・4.00月 → 4.20月(0.20月)

【施行期日】

①及び②については公布の日、③については令和7年4月1日

【適用期日】

①については令和6年4月1日(現職に限り適用します。)

②については同年12月1日

港区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、教育長の給料の額を改定するものです。

【条例改正の背景】

港区特別職報酬等審議会は、区議会議員の議員報酬の額等並びに区長、副区長、教育委員会教育長及び常勤の監査委員の給料の額等並びに政務活動費の額について、区長からの意見の求めに応じ、審議するため、区長の付属機関として設置されています。

この審議会から答申を受けたことを踏まえ、教育長の給料の額を改定します。

【条例改正の内容】

給料月額を次のとおり引き上げます。

・94万2,700円 → 95万1,200円

【施行期日】

公布の日

【適用期日】

令和6年4月1日

※教育長の期末手当については、港区教育委員会教育長の給与等に関する条例第4条の規定により、港区長等と同様の引上げとなります。

港区常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、常勤の監査委員の給料の額を改定するものです。

【条例改正の背景】

港区特別職報酬等審議会は、区議会議員の議員報酬の額等並びに区長、副区長、教育委員会教育長及び常勤の監査委員の給料の額等並びに政務活動費の額について、区長からの意見の求めに応じ、審議するため、区長の付属機関として設置されています。

この審議会から答申を受けたことを踏まえ、常勤の監査委員の給料の額を改定します。

【条例改正の内容】

給料月額を次のとおり引き上げます。

・75万4,200円 → 76万1,000円

【施行期日】

公布の日

【適用期日】

令和6年4月1日

※常勤の監査委員の期末手当については、港区常勤の監査委員の給与等に関する条例第4条の規定により、港区長等と同様の引上げとなります。

港区職員の給与に関する条例及び港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、職員及び会計年度任用職員の給与の改定等をするものです。

【条例改正の背景】

特別区人事委員会は、公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差11,029円(2.89%)を解消するため、月例給を引き上げる給料表の改定をすることが適当であると判断し、令和6年10月9日に勧告しました。

職員団体等との交渉が妥結したため、職員及び会計年度任用職員の給与の改定等を行います。

【条例改正の内容】

①職員及び会計年度任用職員の給料月額を引き上げます。

【行政職給料表(一)における改定後の給料月額差額(例)】

モデルケース	級・号級	改定後給料月額差額
係員(22歳)	1級29号給	23,800円(12.1%)増
係員(30歳)	1級51号給	15,700円(6.9%)増
主任(41歳)	2級59号給	3,900円(1.3%)増

②令和6年度の医師及び歯科医師に係る初任給調整手当の上限額を引き上げます。

・26万8,500円 → 27万5,700円

③給料表の適用がないパートタイム会計年度任用職員の報酬の上限額を引き上げます。

④令和6年12月支給分の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げます。

	期末手当		勤勉手当	
	12月分	年間	12月分	年間
管理職員	1.125月 (0.1)	2.15月 (0.1)	1.40月 (0.1)	2.70月 (0.1)
管理職員以外の職員	1.30月 (0.1)	2.50月 (0.1)	1.225月 (0.1)	2.35月 (0.1)
定年再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員)	0.6375月 (0.05)	1.225月 (0.05)	0.6875月 (0.05)	1.325月 (0.05)
定年再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.725月 (0.05)	1.40月 (0.05)	0.60月 (0.05)	1.15月 (0.05)
会計年度任用職員	1.30月 (0.1)	2.50月 (0.1)	1.225月 (0.1)	2.35月 (0.1)

(括弧内は、現行規定からの改定月数)

⑤令和7年度以降の医師及び歯科医師に係る初任給調整手当の上限額を引き上げます。

・27万5,700円 → 31万5,200円

⑥令和7年度以降の期末手当の各支給月における支給月数を次のとおり引き上げます。

【期末手当】	6月分	12月分	年間
管理職員	1.075月 (0.05)	1.075月 (0.05)	2.15月 (0.1)
管理職員以外の職員	1.25月 (0.05)	1.25月 (0.05)	2.50月 (0.1)
定年再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員)	0.6125月 (0.025)	0.6125月 (0.025)	1.225月 (0.05)
定年再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.70月 (0.025)	0.70月 (0.025)	1.40月 (0.05)
会計年度任用職員	1.25月 (0.05)	1.25月 (0.05)	2.50月 (0.1)

(括弧内は、現行規定からの改定月数)

⑦令和7年度以降の勤勉手当の各支給月における支給月数を次のとおり引き上げます。

【勤勉手当】	6月分	12月分	年間
管 理 職 員	1.35月 (0.05)	1.35月 (0.05)	2.70月 (0.1)
管理職員以外の職員	1.175月 (0.05)	1.175月 (0.05)	2.35月 (0.1)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管 理 職 員)	0.6625月 (0.025)	0.6625月 (0.025)	1.325月 (0.05)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.575月 (0.025)	0.575月 (0.025)	1.15月 (0.05)
会計年度任用職員	1.175月 (0.05)	1.175月 (0.05)	2.35月 (0.1)

(括弧内は、現行規定からの改定月数)

⑧次のとおり扶養手当の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方に係る手当の廃止及び子に係る手当の月額の上上げを段階的に行います。

	現 行	改正案		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
配偶者、パート ナーシップ 関係の相手方	6,000円	4,000円	2,000円	廃 止
子	9,000円	9,500円	10,000円	10,500円

【施行期日】

①から④までについては公布の日、⑤から⑧までについては令和7年4月1日

【適用期日】

①から③までについては令和6年4月1日、④については同年12月1日

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、幼稚園教育職員の給与の改定等をするものです。

【条例改正の背景】

特別区人事委員会は、公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差11,029円(2.89%)を解消するため、月例給を引き上げる給料表の改定をすることが適当であると判断し、令和6年10月9日に勧告しました。

職員団体等との交渉が妥結したため、幼稚園教育職員の給与の改定等を行います。

【条例改正の内容】

①給料月額を引き上げます。

【幼稚園教育職員給料表における改定後の給料月額差額(例)】

モデルケース	級・号級	改定後給料月額差額
教諭(22歳)	1級13号給	25,200円(12.1%)増
教諭(33歳)	1級53号給	9,500円(3.4%)増
主任教諭(44歳)	2級57号給	3,400円(0.9%)増

②令和6年12月支給分の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げます。

	期末手当		勤勉手当	
	12月分	年間	12月分	年間
管理職員	1.125月 (0.1)	2.15月 (0.1)	1.40月 (0.1)	2.70月 (0.1)
管理職員以外の職員	1.30月 (0.1)	2.50月 (0.1)	1.225月 (0.1)	2.35月 (0.1)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員)	0.6375月 (0.05)	1.225月 (0.05)	0.6875月 (0.05)	1.325月 (0.05)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.725月 (0.05)	1.40月 (0.05)	0.60月 (0.05)	1.15月 (0.05)

(括弧内は、現行規定からの改定月数)

③令和7年度以降の期末手当の各支給月における支給月数を次のとおり引き上げます。

【期末手当】	6月分	12月分	年間
管理職員	1.075月 (0.05)	1.075月 (0.05)	2.15月 (0.1)
管理職員以外の職員	1.25月 (0.05)	1.25月 (0.05)	2.50月 (0.1)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員)	0.6125月 (0.025)	0.6125月 (0.025)	1.225月 (0.05)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.70月 (0.025)	0.70月 (0.025)	1.40月 (0.05)

(括弧内は、現行規定からの改定月数)

④令和7年度以降の勤勉手当の各支給月における支給月数を次のとおり引き上げます。

【勤勉手当】	6月分	12月分	年間
管理職員	1.35月 (0.05)	1.35月 (0.05)	2.70月 (0.1)
管理職員以外の職員	1.175月 (0.05)	1.175月 (0.05)	2.35月 (0.1)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員)	0.6625月 (0.025)	0.6625月 (0.025)	1.325月 (0.05)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.575月 (0.025)	0.575月 (0.025)	1.15月 (0.05)

(括弧内は、現行規定からの引上げ月数)

⑤次のとおり扶養手当の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方に係る手当の廃止及び子に係る手当の額の引き上げを段階的に行います。

	現行	改正案		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
配偶者、パートナーシップ関係の相手方	6,000円	4,000円	2,000円	廃止
子	9,000円	9,500円	10,000円	10,500円

【施行期日】 ①及び②については公布の日、③から⑤までについては令和7年4月1日

【適用期日】 ①については令和6年4月1日、②については同年12月1日

議案第108号
令和6年度港区一般会計補正予算（第5号）

【企画経営部財政課】

【内容】

本案の概要は、別表のとおりです。